

業務改善計画の概要

2023年8月10日

関西電力株式会社

I 公正な競争の実現に向けたトップコミットメント

項目	具体的な取組み内容	進捗状況
I 公正な競争の実現に向けたトップコミットメント (5/12制定済み)	•経営トップが、競争政策に関するパラダイムシフトへの認識を徹底して、不当な取引制限をはじめとする独占禁止法違反との決別等について、明確なコミットメントを発信する	•公正な競争の実現に向けたコミットメントとして、以下を社長が宣言の上、社内に通達。 (2023.5) ー自由化された小売市場における事業者として、より価値の高いエネルギー供給サービスを、価格と品質による公正な競争を通じて実現すること ー独占禁止法や電気事業法の行為規制などにおけるルール違反と決別し、再構築した体制のもと、事業運営に取り組むこと

項目	具体的な取組み内容	進捗状況
1 社内規程等の整備（独占禁止法遵守のための仕組み整備）		(4/12公表済み)
(1) 「独占禁止法遵守に関する規程」 および「独占禁止法遵守に関する規程取扱通達」の制定・施行等	<ul style="list-style-type: none"> ①独占禁止法を遵守しなければならない旨の定め、 ②競合他社との厳格な接触ルール、及び③同法違反リスクの抑制や違反の早期発見のために遵守すべき手続きを定める社内規程を制定・施行。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記①～③に係る独禁法遵守規程を制定、施行済（2022.6）
(2) 「独占禁止法遵守に関する規程」 等の運用状況等に関するモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ルールの適切運用および社会の状況への適合性について、コンプライアンス部門によるモニタリングを確実に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程の運用状況に関するモニタリングを実施（2022.12）
(3) 社内リニエンシー制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> 独占禁止法違反となる事案または違反の可能性のある事案が生じた場合について、早期発見・是正を目的として、社内リニエンシー制度を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 独禁法遵守規程を改正し（2023.5）、制度導入・周知済
(4) 「独占禁止法遵守に関する規程」 の関係会社への展開	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力の独禁法遵守規程をグループ会社に対して周知するとともに、独占禁止法遵守のための制度整備を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 全グループ会社へ規程を通知（2022.7）、個別の相談に対して指導・助言を実施 引き続き、必要に応じて研修の実施や制度整備に関して支援していく

項目	具体的な取組み内容	進捗状況
<p>2 教育・研修等の充実 (独占禁止法の理解促進及びコンプライアンス意識の再徹底のための教育・研修等の充実)</p> <p style="text-align: right;">(4/12公表済み)</p>		
<p>(1) コンプライアンス研修の充実</p>	<p>・「業績や事業活動をコンプライアンスに優先させてはならない」ことの徹底や、コンプライアンス意識の気づきを促す研修を全役員・全従業員に対して実施。</p>	<p>・2023年度の実施内容について検討中</p>
<p>(2) 独占禁止法に関する研修の実施</p>	<p>・対象層に応じた内容・方法により、独占禁止法で禁止される行為についての正確な知識付与・意識啓発を進める。</p> <p>ア 役員に対する研修 イ 独占禁止法違反の潜在リスクの高い部門を対象とする研修 ウ 全役員及び社員に対するeラーニング エ 啓発ツールの整備・充実及び周知</p>	<p>ア 役員に対する研修を実施済み (2021.10、2022.7) イ 役員および営業部門、企画部門等の従業員に対して研修を実施済み (2023.1~2) ウ 全部門の従業員に対してeラーニングを実施済み (2022.10) エ 社内サイトに啓発ツールを掲載・周知 (2022.6)、 2023年度に職場ディスカッション用のコンテンツを掲載予定</p> <p>ア~ウについて、2023年度も継続して実施予定</p>

項目	具体的な取組み内容	進捗状況
3 予防機能の強化（独占禁止法違反防止のための支援体制の強化） (4/12公表済み)		
(1) 法律相談の活用周知・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> •公正取引委員会による立入検査以降に実施した独占禁止法研修における、法律相談窓口の周知や活用懇話。 •独占禁止法専門社外弁護士の積極的な活用。 	<ul style="list-style-type: none"> •継続的に、様々な機会を通じて法律相談窓口の周知・活用懇話を実施 (2021.9以降実施した各種研修において実施)
(2) 内部通報制度の活用周知と強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> •社内外相談窓口の活用・懇話の強化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> •社内周知を継続的に実施。 (2021.9以降実施した各種研修において実施) (独占禁止法事案以外についても リエンシー制度導入に向け検討中)
(3) 法務担当者による重要会議のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> •競争に関連する重要な経営方針が取り扱われる会議について、法務部門担当者が会議資料・議事録の確認を通じて独占禁止法上問題となり得る方針となっていないかをチェック •更に、一部会議については、会議傍聴により、リスクのある動きをタイムリーに察知できる仕組みを導入 	<ul style="list-style-type: none"> •2023年8月開始

項目	具体的な取組み内容	進捗状況
<p>4 監視機能の強化</p> <p style="text-align: right;">(4/12公表済み)</p>		
<p>(1) 外部弁護士による調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 違反行為が認定された本事案の他に、独占禁止法違反につながるような行為がないかについて、社外弁護士等による調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、本事案以外に独占禁止法違反となり得る行為は確認されなかった。
<p>(2) 独占禁止法にかかる内部監査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 全部門を対象とした独占禁止法遵守状況に関する内部監査（再発防止策の整備・実施状況等）の実施 イ 再発防止策定着状況の確認及び独占禁止法違反の兆候の発見的統制の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ア 2022年度下期以降、遵守状況に関する内部監査を実施 イ 2023年度は、競合他社との接触に伴う社内手続き状況、関連する社内データとの整合状況を調査し、独占禁止法違反が懸念される兆候がないかを監査実施中。
<p>(3) 第三者による定期的な監査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会が委嘱する外部弁護士等により、2023年度から3年間、独占禁止法遵守の観点から定期的な監査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会にて、監査スキーム検討中
<p>(4) 監査委員会による重点的な監査の実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止対策の実効性、浸透・定着度合いについて、外部の知見を取り入れた監査の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 社外監査委員が多数を占める監査委員会に報告し、社外視点を加えた監査を実施予定

Ⅲ グループ全体で内部統制の強化組織風土の改革に向けた抜本的な対策 (1 内部統制) ① 6

項目	具体的な取組み内容	進捗状況 (以下の取組みを実施中)
1 内部統制の強化		(5/12公表済み)
(1) 新設したコンプライアンス推進本部 による強化	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の取組み強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正のフォローや他社も含めた不適切事案の水平展開及び未然防止の働きかけ ・各業務部門等に対する法令等遵守に係る取組み状況のヒアリングと指導
	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の実効性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一線職場を含めた業務部門における内部統制の実効性を高めるべく、コーポレート部門と連携強化に向けた体制整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争政策をはじめとしたコンプライアンス遵守のため、知識の習得に留まらず、適切な業務遂行につながるよう研修の実効性を高める
	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度の強化・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Ⅱ 独占禁止法遵守に関して速やかに実施する措置”に加え、独禁法事案以外についてもリニエンシー制度導入に向け検討

Ⅲ グループ全体で内部統制の強化組織風土の改革に向けた抜本的な対策 (1 内部統制) ② 7

項目	具体的な取組み内容	進捗状況 (以下の取組みを実施中)
1 内部統制の強化		(5/12公表済み)
(2) 内部監査の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・職場コミュニケーション対象範囲の拡大 ・拠点監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在リスクの把握等のために、監査側による職場コミュニケーションを実施 ・本店各部門や支社等において、十分な期間を確保した幅広い業務プロセスを確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査対象とならなかったリスク情報のモニタリングを強化
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営監査室の 体制強化・充実 ・外部知見を活用した 監査品質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営監査委員会による一連の改善策に係る取組み状況や監査結果の定期的な報告に対して助言・指導 ・外部コンサルによる助言、指導 ・国際基準に基づく定期的な外部評価

Ⅲ グループ全体で内部統制の強化組織風土の改革に向けた抜本的な対策 (2 組織風土)
 IV 外部人材を活用した取組みの実施状況及び実効性の検証

項目	具体的な取組み内容	進捗状況
2 組織風土の改革 (5/12公表済み)	<ul style="list-style-type: none"> ・社長を議長とする「組織風土改革会議」を新設し、全役員・全従業員が、職位や所属の垣根を越えて自身の思いや気付きを率直に語り合えるような組織風土を創り上げるとともに、一連の改革を統括し、推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年7月に組織風土改革会議を新設

項目	具体的な取組み内容	進捗状況
IV 外部人材を活用した取組みの実施状況及び実行性の検証 (5/12公表済み)		
1 取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の改革の達成状況を継続的かつ客観的な視点で検証するため、取締役会が特別監督（改革モニタリング）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会開催に併せて、コンプライアンス推進本部や経営監査室の個別の取組み状況について報告を実施予定
2 監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別監査として、一連の改革の取組み状況について定期的かつ必要に応じて監査委員会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤監査委員が組織風土改革会議、内部統制部会をはじめとする関連会議等に出席し、その内容を社外監査委員が多数を占める監査委員会に報告を実施予定
3 コンプライアンス委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス徹底の観点から、必要なモニタリングと見直しを継続的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、再発防止策の実施状況、実効性をモニタリングし必要な助言・指導を行う

本事案の内容及び発生原因の公表

- 本事案の内容、発生原因については、
2023年4月12日に「電力・ガス取引監視等委員会への報告概要」として公表済

関係者の厳正な処分

- 本事案の責任の所在を明らかにするため、
2023年4月12日に関係する役員等の報酬減額等を決定し、その旨公表済

監督

取締役会

改革モニタリング (特別監督) **強化**

監査委員会 (特別監査) **強化**

監督・助言・指導

報告

報告

監査

報告

執行

【会議体】

組織風土改革会議 **新設**

議長 = 社長

報告

コンプライアンス委員会

助言・指導
(必要に応じ独自調査)

必要に応じて指示

経営監査室 (経営監査委員会) **強化**

推進

報告

報告

内部監査

コンプライアンス推進本部 **新設**

本部長 = CCO

内部統制部会

(室長・グループ会社役員級)

<コーポレート部門>

経営企画室

人財・安全推進室

経理室

IT戦略室

連携強化

業務部門 1

事業本部 (本店)

状況確認

状況報告

業務機関等
(第一線職場)

内部統制・コンプラ担当 **強化**

業務部門 2

業務部門 3

グループ会社 A

グループ会社 B

...